

(仮称) 焼津市こども計画  
素案について

# 概要

本市では、焼津市子ども・子育て支援事業計画（以下「現計画」という。）において、「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」の基本理念の下、未来を担う子どもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔があふれる社会を実現するため、総合的かつ計画的な子育て支援策に取り組んできたところですが、現計画が今年度で最終年を迎え、見直しの時期にきているため、令和7年度からの新たな計画を策定する必要があります。

こうした中、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行し、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、同法第10条（都道府県こども計画等）において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」の作成が努力義務化されるとともに、各法令に基づく既存の市町村計画と一体のものとして作成することができることとされました。

このため、結婚・妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援のより一層の充実に向けて、子ども・子育て支援事業計画などの関係計画を一体化した総合的な計画として、令和7年度を初年度とする「（仮称）焼津市こども計画」（以下「こども計画」という。）を策定します。

## <こども計画に包含する各法令に基づく関係計画>

- ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（現計画）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」（現計画に包含）
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」（現計画に包含）
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」（今回新たに整備・包含）

# 基本理念（案）

「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることが出来る社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

## 第6次焼津市総合計画

政策2 子育て・教育 ～安心して子育てができ、子どもが心豊かに育つまちづくり～

- 若い世代が家庭を持ち、子どもを産み育てたいという希望をかなえるため、結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない子育て支援の推進に取り組みます。
- 将来を担う子どもたちが新たな時代を生きる力（確かな学力、豊かな感性、健やかな体）を身に付ける教育を推進するとともに、学習環境の充実を図ります。
- 子どもや保護者の不安や悩みに寄り添う相談体制の充実を進め、安心して子育てができ、子どもが心豊かに育ち、学び、いきいきと生活できるまちづくりに取り組みます。

## 現行計画

「子どもの最善の利益」の実現を第一に考え、子どもや子育て家庭が必要としている包括的な支援を行い、未来を担う全ての子どもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔があふれる社会の実現を目標



（仮称）焼津市こども計画基本理念（案） **全ての人が幸福な状態⇒明るい笑顔**

育てよう！ 明るい笑顔のやいづっ子 （現行計画から継続）

# 計画の構成

## こども施策に関する重要事項を反映（こども大綱）

1 ライフステージを通じた重要事項	全てのライフステージに共通して取り組む事項
2 ライフステージ別の重要事項	子どもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期のそれぞれのライフステージにおいて取り組む事項
3 子育て当事者への支援に関する重要事項	子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるように取り組む事項

## 施策の展開における共通する基本的な考え方

- 1 こども・若者の人格と個性を尊重する
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重する
- 3 地域のあらゆる主体との連携を進める

こども計画（案）の構成		こども大綱
第1章 計画策定にあたって	策定の趣旨や位置付け、期間等	
第2章 計画策定の背景	少子化、こども・若者が直面する問題、ニーズ調査結果等	
第3章 計画の基本的な考え方	基本理念、考え方、施策体系等	
第4章 施策の展開	基本方針1 多様なニーズに応じた切れ目のない支援の充実	(1) ライフステージを通じた施策
	基本方針2 こどもや若者、子育て当事者の視点に立ったライフステージに応じた支援の充実	(2) ライフステージ別の施策
	基本方針3 安心して子育てできる環境づくり	(3) 子育て当事者への支援に関する施策
第5章 施策推進のために	こども・若者の意見反映、量の見込みと確保方策等	こども・若者の意見反映

# 施策の体系 ライフステージを通じた基本施策

## 基本方針1 多様なニーズに応じた切れ目のない支援の充実

こどもや若者、子育て当事者が持つ多様なニーズに、全てのライフステージにおいて切れ目なく対応

基本施策	施策の方向性	現計画の対応施策
こども・若者の権利の尊重	こども・若者が権利の主体であることを周知し、理解する取組の推進	新規
多様な体験活動、活躍機会の提供	保育・教育現場での機会の提供、遊び場や居場所の充実、スポーツや文化等を通じた体験の充実	方針3の(5)の一部、(6)の一部
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	各種手当や医療費の助成	方針1の(3)の一部
こどもの貧困対策の推進	「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つの重点項目のもと、支援を必要とする家庭への支援	方針4の(1)
配慮が必要なこども・若者・家庭への支援の充実	貧困対策、発達支援、障がい児施策、児童虐待防止対策等の充実、外国にルーツのある方への支援と配慮	方針1の(1)、(2)の一部、方針4の(2)、(3)、(4)
子どもの安心と安全の確保	通学路や施設の安全確保、見守り体制の充実、交通安全と防犯対策	方針3の(1)

# 施策の体系 ライフステージ別の基本施策

## 基本方針2 こどもや若者、子育て当事者の視点に立ったライフステージに応じた支援の充実

こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、それぞれのライフステージ特有の課題に応じた施策を展開

基本施策		施策の方向性	現計画の対応施策
妊娠期から幼児期まで	こどもや保護者の健康の確保	結婚・妊娠から子育てまで継続性を持った相談・訪問体制、各種検診・訪問事業を通じた継続的支援、こどもや保護者の健康維持・増進のための保健事業	方針1の(2)の一部、(3)の一部
	幼児教育・保育の充実	幼児教育・保育の質の確保・向上、小学校への円滑な接続	方針2の(1)、(2)
	地域子育て支援体制の充実	量の見込に基づいた地域子ども・子育て支援事業の展開、地域における子育て支援サービスの充実とネットワークの形成	方針3の(2)、(4)
学童期・思春期	学校等における子どもの健やかな成長支援	教職員の力量向上、支援を必要とするこどもをサポートするための相談・支援体制強化、教育プログラムの充実	方針3の(5)、(6)の一部
	放課後児童対策の充実	放課後児童クラブの整備、放課後児童クラブへの支援	方針3の(3)、(4)一部
青年期	将来に向けた新生活への支援	経済的支援、情報提供の充実	方針1の(1)の一部、(2)の一部
	若者への結婚・就労支援	就労によるキャリア形成とライフイベントを両立できる環境への取組支援	新規

# 施策の体系 子育て当事者への支援に関する基本施策

## 基本方針3 安心して子育てできる環境づくり

子育てに関する様々な不安を解消し、こどもと向き合いながら、安心して子どもを産み育てることができる支援の充実

基本施策	施策の方向性	現計画の対応施策
子育てや教育に関する経済的負担の軽減	経済的負担の軽減策の推進	方針1の(1)の一部
地域や家庭での教育力の向上	子育てに関する講座や体験学習等教育プログラムの充実	方針3の(6)の一部
仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり	子育てしやすい就労環境の促進、仕事と家庭の両立の推進	方針5の施策全般
ひとり親家庭への支援	経済的負担の軽減策の推進	方針1の(1)の一部
子育てに関する情報提供の充実	情報提供・相談体制の強化	方針1の(1)の一部



(仮称) 焼津市子ども計画の体系 (案)

基本理念	共通する基本的な考え方	基本方針	基本施策		施策の方向性	現計画の対応施策 (案)	子ども大綱の施策分野
育てよう！ 明るい笑顔のやいづっ子	1 子ども・若者の人格と個性を尊重する	多様なニーズに応じた切れ目のない支援の充実	子ども・若者の権利の尊重		子ども・若者が権利の主体であることを周知し、理解する取組の推進	新規	(1) ライフステージを通じた施策
			多様な体験活動、活躍機会の提供		保育・教育現場での機会の提供、遊び場や居場所の充実、スポーツや文化等を通じた体験の充実	方針3の(5)の一部、(6)の一部	
			子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		各種手当や医療費の助成	方針1の(3)の一部	
			子どもの貧困対策の推進		「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つの重点項目のもと、支援を必要とする家庭への支援	方針4の(1)	
			配慮が必要な子ども・若者・家庭への支援の充実		貧困対策、発達支援、障がい児施策、児童虐待防止対策等の充実、外国にルーツのある方への支援と配慮	方針1の(1)、(2)の一部、方針4の(2)、(3)、(4)	
			子どもの安心と安全の確保		通学路や施設の安全確保、見守り体制の充実、交通安全と防犯対策	方針3の(1)	
	2 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重する	子どもや若者、子育て当事者の視点に立ったライフステージに応じた支援の充実	妊娠期から幼児期まで	子どもや保護者の健康の確保	結婚・妊娠から子育てまで継続性を持った相談・訪問体制、各種検診・訪問事業を通じた継続的支援、子どもや保護者の健康維持・増進のための保健事業	方針1の(2)の一部、(3)の一部	(2) ライフステージ別の施策
				幼児教育・保育の充実	幼児教育・保育の質の確保・向上、小学校への円滑な接続	方針2の(1)、(2)	
				地域子育て支援体制の充実	量の見込に基づいた地域子ども・子育て支援事業の展開、地域における子育て支援サービスの充実とネットワークの形成	方針3の(2)、(4)	
			学童期・思春期	学校等における子どもの健やかな成長支援	教職員の力量向上、支援を必要とする子どもをサポートするための相談・支援体制強化、教育プログラムの充実	方針3の(5)、(6)の一部	
				放課後児童対策の充実	放課後児童クラブの整備、放課後児童クラブへの支援	方針3の(3)、(4)一部	
			青年期	将来に向けた新生活への支援	経済的支援、情報提供の充実	方針1の(1)の一部、(2)の一部	
	若者への結婚・就労支援	就労によるキャリア形成とライフイベントを両立できる環境への取組支援		新規			
	3 地域のあらゆる主体との連携を進める	安心して子育てできる環境づくり	子育てや教育に関する経済的負担の軽減		経済的負担の軽減策の推進	方針1の(1)の一部	(3) 子育て当事者への支援に関する施策
			地域や家庭での教育力の向上		子育てに関する講座や体験学習等教育プログラムの充実	方針3の(6)の一部	
			仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり		子育てしやすい就労環境の促進、仕事と家庭の両立の推進	方針5の施策全般	
			ひとり親家庭への支援		経済的負担の軽減策の推進	方針1の(1)の一部	
			子育てに関する情報提供の充実		情報提供・相談体制の強化	方針1の(1)の一部	



※参考 第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画の体系

基本理念	基本方針	施策
育てよう！ 明るい笑顔のやいづっ子	1 結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実	(1) 経済的支援の充実
		(2) 情報提供・相談体制の強化
		(3) 子どもや母親・父親の健康の確保
	2 幼児教育・保育の充実	(1) 幼児教育・保育の質の確保・向上
		(2) 幼稚園・保育所(園)から小学校への円滑な接続
		(3) 教育・保育の適切な量の確保
	3 子育てを社会全体で支える環境づくり	(1) 子どもの安心と安全の確保
		(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実
		(3) 放課後児童対策の充実
		(4) 地域子育て支援体制の充実
		(5) 学校等での子どもの健やかな成長支援
		(6) 地域や家庭での教育力の向上
	4 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実	(1) 子どもの貧困対策の推進
		(2) 障害児施策の充実
		(3) 児童虐待防止対策の充実
		(4) 外国人の子どもと保護者への支援・配慮
5 仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり	(1) 子育てしやすい就労環境の促進	
	(2) 仕事と子育ての両立の推進	